

## 「取締強化期間」の設定・実施について

函館税関では、本年10月1日(土)から10月15日(土)までを「不正薬物、銃器及びテロ関連物資取締強化期間」として、取締りを強化いたします。

近年、覚醒剤・指定薬物(いわゆる危険ドラッグ)などの不正薬物が一般市民にまで浸透しているほか、銃砲類を使用した殺傷事件などが発生し、平穏な日常生活に対して重大な脅威を与えております。

これら不正薬物や銃砲類は、そのほとんどが海外から密輸されており、最近では地方港や地方空港での不正薬物の摘発が相次いでいることから、函館税関では不正薬物や銃砲類の水際での摘発を最重要課題として、警察や海上保安部等の関係取締機関と連携のうえ、取締りを実施しております。

更には、各国においてテロ事件が発生するなど緊迫化しているテロ情勢を踏まえ、テロ関連物資の水際対策も強化しているところです。

不正薬物、銃砲類やテロ関連物資の密輸摘発・密輸防止のため、皆様のご理解と積極的な情報提供等のご協力をよろしくお願いいたします。



**覚醒剤**  
平成 26 年 12 月  
小樽税関支署摘発



**覚醒剤**  
平成 28 年 5 月  
千歳税関支署摘発

**許しません白い粉、通しません黒い武器**

密輸ダイヤル「0120-461-961」(24時間受付)

または函館税関まで密輸情報をお寄せください。

函館税関監視部密輸対策企画室(0138-40-4243)